

吉野川市農業委員会総会議事録(3月定例会)
(令和4年3月)

1. 開催日時 令和4年3月25日(金)
午後1時30分から午後2時20分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館3階 231会議室
3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (3人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	川村順一・天野宣正		

欠席委員 (17人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4 議第11号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
 - 第6 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年3月 吉野川市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、1番松本委員、13番芝高委員、15番阿部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告致します。

本日の出席委員は、19名中、16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告致します。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月定例会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、4番、原田委員、8番、河野委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長 本日の定例会に出ております議案は、
議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件
議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 8件
議第11号 農用地利用集積計画の決定について
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について 2件
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
でございます。

議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本定例会は、3条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

それでは、議第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第9号1番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。
位置図については、資料1です。

議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。
位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町内原字十王堂347番1 他2筆、地目は、台帳、田又は畑、現況、田、3筆の合計面積は、4, 337㎡です。譲渡人は[]に住んでおり、長年、耕作放棄地状態です。増反する農地を探していた譲受人と、売買で話がまとまったようです。譲受人は、自作地2, 794㎡、借入地4, 403㎡で、主にブルーベリーを栽培しており、申請地でも、他の圃場と同様に、ブルーベリーをポット栽培する予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は農業法人で、管理をする方は[REDACTED]に住んでいるということで、管理に支障はないということです。実績もありますので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は農業法人で、管理をする方は[REDACTED]に住んでいるということで、管理に支障はないということです。実績もありますので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第9号1番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第9号1番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号1番につきましては、許可することに決定致しました。

異議なしということでございますので、議第9号1番につきましては、許可することに決定致しました。

議 長 続きます。2番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

続きまして、2番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。

2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字辻745番3、地目は、台帳、現況共に田、面積は、512㎡でございます。譲渡人は、農業を縮小しており、譲受人への売買で話がまとまったようです。譲受人は、自作地3, 225㎡で、主に米、すだち、露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。

その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請内容については事務局の説明のとおりでございます。譲渡人は圃場に管理に苦慮していたということで、譲受人と売買で話ができたとということです。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号2番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号2番につきましては、許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、3番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。4筆でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、山川町流16番1 他3筆、地目は、台帳、田又は畑、現況、田又は畑、4筆の合計面積は、3, 237㎡でございます。譲渡人は、長年、 で生活しており、不要となった空き家住宅と共に、4筆の農地をまとめて譲受人へ売買する予定です。譲受人は、65歳の退職を機に、息子さんの居住区に近い に住み、奥さんと共に、いろいろな露地野菜や果物を栽培し、いずれはその野菜等を利用した、加工食品を作っていきたいようです。去る3月4日に、新規農家として、ヒアリングも終了しております。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可

要件を満たしていると考えます。

その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 　6番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。事務局の方と関係者を交えて現地確認を行いました。譲渡人は県外で住まいされており、時折に畑の管理に帰ってきていましたが、年もよりこれから畑の管理もできなくなると思い、近隣の譲受人と話がまとまったようです。■■■■の■■■■で子供さんが農業をしており、退職を機に■■■■で農業をしたいと考え引っ越しをしてくるということです。奥さんも農作物を使った加工食品も作りたいたいと考えており、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第9号3番につきましては、許可することに決定致しました。

議長 　次に、議第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 　それでは1番の、売買による資材置き場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書の3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町牛島字四ツ家前3262番1、地目は、台帳、原野、現況、畑、面積は1,252㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、譲受人は、事業者として、主に中古農機具（トラクター、田植機、コンバイン）、金物などの商品を、外国へ輸出するため、中間商品置き場として使用する計画です。事業費については、碎石及びフェンス安全鋼板、H 綱などの準備物は、既に在庫があるということで、申請は、0円でございます。

土地の造成については、整地の上、碎石を敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があり、東側、北側の一部は新設擁壁及び新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。また、周囲に2m高程度のH網建てフェンス安全鋼板を設置し、周囲と隔離することにより、防音、防臭及び安全性等を向上させる計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画ですが、オイル漏れ等があればすぐに回収するということなので、周辺農地への影響は、非常に少ないものと思われます。

その他関係書類についてでございますが、本件のケースは、近年にはございませんでしたので、県に照会をしたところ、貿易商を営むためには、法人登録の写し及び定款の写し、古物商許可の写し等が添付書類として、特に必要であるということでしたので、申請人に、別に徴したところ、申請代理人からは、現在申請中又は今後申請予定という回答でありましたので、添付書類には一部未提出があるということでございます。これにより、事務局と致しましては、本件については、保留とさせていただきたいと考えています。なお、添付書類に加えて、事務局では、申請代理人に対し、迷惑施設にあたるかと判断し、周辺農地所有者、周辺住民の方々及び団地自治会長への事業説明を行うよう要請した結果、事業に関しての概ねの了解を得たとの報告書の提出はいただいております。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたように、本案件については、添付書類の一部に不足があるということで、保留とさせていただきたい旨の説明がございました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号1番について保留することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第10号1番につきましては保留することに決定いたしました。

議 長

続きまして2番の、贈与による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町森藤字滝ノ上456番4、地目は、台帳、現況共に畑、面積は449㎡でございます。農用地区分は、令和4年1月19日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は、現在父母の家に同居していますが、家も古くなり、子供たちも大きくなってきたため、手狭であるということで、隣地農地を分筆し、そこへ子女の分家住宅を建てることになったようでございます。申請地には、木造2階建て専用住宅、延べ床面積114.27㎡を建設する計画で、事業費は借入金2,800万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、山土で20cm程度盛土をし、碎石を敷き仕上げます。給水については、市上水道を利用し、排水については合併浄化槽を設置します。民境界については、新設擁壁を設置するため、土砂等の流出はありません。

雨水等については、地下浸透と自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。3月22日に現地調査を行いました。事情聴取もしたところ、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第10号2番の、贈与による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第10号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして3番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字大東33番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は349㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、借り人は、現在、 のアパートに、夫と子供2人で住んでいますが、子供たちも大きくなり、手狭になってきたため住宅を探していたところ、父母との相談の結果、 へ、子女の分家住宅を建てることになったようでございます。申請地には、木造2階建て専用住宅、延べ床面積147.79㎡を建設する計画で、事業費は自己資金2,000万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、碎石を敷き仕上げます。給排水については、市上下水道を利用します。民境界については、既設ブロック塀及び新設擁壁を設置するため、土砂等の流出はありません。

雨水等については、地下浸透と自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。3月22日に貸し人と面談を致しまして、現地を見て参りました。■さんが家を建てるということですが、当初は旦那さんの実家近くに家を建てる予定でしたが、地震による津波被害の可能性があるので、■の奥さんの実家と話をし、お父さんも■の人口が増え、市に貢献ができるということで、同意したようです。申請地の周辺は住宅地であり、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第10号3番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第10号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして4番の、売買による進入路のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町上下島字中ノ丁349番6、地目は、台帳、現況共に畑、面積は62㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は現在、■に住んでいますが、近々鴨島町の実家へ帰ることになったようですが、宅地の状況が、車も進入できない2m程度の進入路しかなく、日常生活を営むのに非常に不便ということで、隣地農地所有者である譲渡人に、進入路の拡幅をお願いしたところ、売買で話がまとまったようでございます。事業費は自己資金70万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、山土で30cm程度盛土し、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民境界については、既設擁壁及び新設L型擁壁を設置するため、土砂等の流出はありません。

雨水等については、地下浸透と自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は、進入路がなく長年生活に苦慮していたようです。最近、申請地が遊休農地化していたので、売買の話ができるようになり、進入路で話がまとまったようです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第10号4番の、売買による進入路のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第10号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして5番及び6番は、関連していますので、一括審議致します。5番の、地役権の設定による進入路のための一部転用申請、6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、川島町桑村字新池尻533番、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,021㎡のうち30.43㎡でございます。農用地区分は、令和2年5月25日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、6番の所在、川島町桑村字新池尻534番に、太陽光発電施設の建設に際し、進入路として使用するものでございます。事業費は、予定しておりません。

土地の造成については、整地の上、締め固めて仕上げます。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

6番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、川島町桑村字新池尻534番、地目は、台帳、現況

共に田、面積は966㎡でございます。農用地区分は、令和2年5月25日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル110枚、パワコン9台、発電出力44.0kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金750万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、土にセメントを混ぜて仕上げます。

民境界には、既設擁壁及び新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 本日、阿部委員がお休みということで、事前に現地調査の結果をいただいております。阿部委員さんが周辺農地の方に聞いたところ、何も問題はないということでした。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第10号5番の、地役権の設定による進入路のための一部転用申請、6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号5番及び6番ついて許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第10号5番及び6番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして7番の、売買による駐車場のための転用申請、8番の、売買による車両置き場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、川島町児島字日和女50番1、地目は、台帳、畑、現況、田、面積は626㎡でございます。農用地区分は、令和4年1月19日に農振除外された、第3種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は高松市で生活しており、耕作することができませんので、長らく草の管理のみとなっていました。自社の周辺で、駐車場

用地を探していた譲受人と、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金100万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、砂利を10cm程度敷き仕上げます。民境界については、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

雨水等については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

4頁をご覧ください。8番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、川島町学字北久保96番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は892㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は横浜市で生活をしており、耕作することができませんので、近隣の知り合いに耕作をお願いしていました。その方も、事情により耕作できなくなったため、自社の周辺で、駐車場及び車両置き場用地を探していた譲受人と、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金200万円を予定しています。

土地の造成については、表土を20cm程度すき取り、整地の上、碎石を40cm程度敷き仕上げます。民境界については、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

雨水等については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。7番については、譲渡人は管理に苦慮していました。ですので、何も問題はないと思います。8番についても、周辺農地への影響はないということで問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第10号7番の、売買による駐車場のための転用申請、8番の、売買による車両置き場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第10号7番及び8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第11号、農用地利用集積計画の決定について、を議題と致します。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5頁から13頁をご覧ください。
議第11号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明致します。
農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和4年3月8日付け、3吉農林第451号で、吉野川市長から諮問があったものでございます。
今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が、37件68筆、68,372.00㎡でございます。
以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明がありましたが、各委員のご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑なしということで、議第11号、農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということで、議第11号、農用地利用集積計画の決定について、は承認されました。

議 長 次に、報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものでございます。

議案書の14頁をご覧ください。1番です。6筆でございます。

位置図については、資料11です。

照会地の所在は、川島町桑村字源光寺1021番6 他5筆、地目は、台帳、現況共に畑、6筆の合計面積は2,350㎡でございます。照会地目は、山林、令和4年2月21日付けで回答致したものでございます。

2番です。位置図については、資料12です。

照会地の所在は、川島町学字大戸井65番1、地目は、台帳、畑、現況、宅地、面積は182㎡でございます。照会地目は、宅地、令和4年3月

7日付けで回答致したものでございます。

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の15頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、1件1筆で
ございます。

内訳と致しまして、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆で
ございます。

以上でございます。

議 長 報告事項(1)及び(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたし
ます。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他

以上です。

議 長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこ
とを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記